

公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター鍼灸師前期研修規程

(目的)

第1条 この規程は、福島県立医科大学会津医療センター（以下「センター」という。）において、高い臨床能力を発揮できる鍼灸師を養成するため、鍼灸師研修（以下「研修」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 この規程による研修を受けることができる者は、福島県立医科大学会津医療センター教育研究委員会（以下「委員会」という。）による受け入れの審議を経て、研修を行うことを許可された者（以下「研修生」という。）とする。

(研修期間)

第3条 研修期間は2年間とする。

(プログラム責任者及び研修プログラム)

第4条 プログラム責任者は、漢方医学講座主任をもってあてる。

2 プログラム責任者は、研修プログラムを作成し、委員会において承認を受けるものとする。

(研修計画)

第5条 プログラム責任者は、研修生の研修計画表（別紙様式1）を作成し、委員会の承認を受け各科等の長へ通知するものとする。

(研修生の評価)

第6条 研修生は、研修を修了した科毎に研修内容のレポートを作成するとともに、到達目標に関する自己評価を行う。

2 各講座主任等は当該研修生に対して、ローテーションの修了時に研修生の評価を行い単位の可否を行う。

3 研修修了の認定は、委員会が行う。

(研修修了)

第7条 センター長は、委員会により研修修了を認定された研修生に対して鍼灸師前期研修修了認定証（別紙様式2）を交付する。

(研修の中断)

第8条 センター長は、委員会からの研修の中断の勧告又は研修生の申し出により、研修を中断することができる。

(法令等の遵守)

第9条 研修生は、法令のほかセンターで定める諸規程等を遵守しなければならない。

(記録の保存)

第10条 センター長は、帳簿を備え、研修を行った研修生に関する次の事項を記載し、又は記録し、これを研修が修了した日又は中断した日から5年間保存しなければならない。

- 一 研修を修了し、又は中断した者の氏名、はり師及びきゅう師資格の登録年月日、登録番号、及び生年月日
- 二 修了し、又は中断した研修に係る研修プログラムの名称
- 三 研修を開始し、及び修了し、又は中断した年月日
- 四 修了し、又は中断した研修の内容及び研修生の評価
- 五 研修を中断した場合にあっては、研修を中断した理由

(庶務)

第11条 研修に関する事務は、経営企画室において処理する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、研修の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。